

令和3年3月4日 開会
令和3年3月23日 閉会
(定例第3回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第13号

令和3年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月12日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和3年3月4日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第3回（定例）南部町議会会議録（第1日）

令和3年3月4日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和3年3月4日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（南部町国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第7 議案第5号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第8 議案第6号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第7号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第8号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第9号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 南部町複合施設条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第20号 南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町
消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 日程第23 議案第21号 令和3年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和3年度南部町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和3年度南部町病院事業会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第35 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第36 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第37 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第38 議案第36号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（南部町国民健康保険条例の一部改正につ
いて）
- 日程第7 議案第5号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第8 議案第6号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第7号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第10 議案第8号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第9号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 南部町複合施設条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 日程第23 議案第21号 令和3年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和3年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和3年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和3年度南部町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和3年度南部町病院事業会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和3年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第35 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第36 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第37 議案第35号 町道路線の認定について

日程第38 議案第36号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10番 板 井 隆君
11番 細 田 元 教君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤 原 宰君	書記	桑 名 俊 成君
		書記	石 谷 麻衣子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	企画監	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	安 達 嘉 也君	人権・社会教育課長	岩 田 典 弘君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和3年3月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの脅威は、発生から1年を経過した今なお収束のめどは立たず、社会経済に大きな打撃と自粛などによる住民生活への多大な影響を与えています。最大の関心事は、やはり現在準備が進められているワクチン接種ではないでしょうか。本定例会においても議論がなされるものと思いますが、高齢者へのワクチン接種体制の確保と確実な実施により感染拡大を防止し、住民生活の安心につなげなければなりません。コロナ禍での新生活様式の次のステップに移行できるよう、十分な議論がなされることを期待するものです。

本定例会におきましては、当初予算案が12件、補正予算案が7件、条例の制定・改正案が9件、その他4件など合わせまして32件の議案の御審議を申し上げます。町政の施政方針をはじめ、どの議案も今後の町政の根幹となる極めて重要な議会です。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございますが、町民の負託に応えるべく提出されております諸議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

.....

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例議会の冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和3年第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席をいただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、2011年3月11日に発生し、12都道府県で2万2,000人の貴い死者を出した東日本大震災からもうすぐ10年の節目を迎えようとしています。この大災害を教訓に、私たちは何を学び、何を後世に残していけるのかが問われていると考えます。私たちの住まいするこの島国日本は有史以来、度重なる災害を受け、それを乗り越えてきました。東日本大震災以降でも、2014年広島豪雨、2015年は関東・東北豪雨、2016年熊本地震、さらに2017年九州北部豪雨など災害は続いており、私たちの暮らしは常に災害リスクと隣り合わせています。これまでの災害を振り返り、南部町の災害対応力が上がったか、町民の災害への備えは進展したかなど私は3月11日を前に自問し、改めて町民の暮らしと生命を守るために防災・減災力の向上へ決意を新たにしたところです。

新型コロナウイルス感染症は、日本でもワクチン接種が始まり、4月には高齢者への接種が始まりますが、多くの皆さんに接種できる地域はいまだ未定であり、コロナ禍から抜け出し、私たちが通常の暮らしに戻るにはまだ相当な時間が必要だと言われています。長引く新型コロナ感染対策によって町内の飲食店や観光事業者を中心に経営環境が悪化しており、2月臨時議会で緊急支援策を議決いただきました。今後も引き続いて、コロナによって孤立しない、取り残さないために、経済対策と同時に振興協議会や福祉関係団体と連携し、ワクチン接種をはじめ、地域連帯を強めていかなければなりません。

報道にありましたように、鳥取県では4月のワクチン配分量が市町村均等に1自治体当たり2回接種、500人分の配分となりました。南部町では限定的な配分であることから、さしずめ重症化しやすく、クラスター発生の率が高い高齢者福祉施設へのワクチン接種を優先することいたします。5月以降の配分量は未定ですが、高齢化率の高い地域から順次集団接種を行ってまいります。ワクチン接種に対する不安をお持ちの方も多いと思いますが、信頼のおけるワクチン情報を町民の皆様に的確に提供いたしますので、うわさ等に惑わされることなく、御不安な方は主治医等に相談の上、ワクチン接種に御協力をお願いいたします。なお、3月22日から健康福祉課内にもコールセンターを設け、ワクチン接種に対する相談窓口を設ける予定になっていますので、御利用いただきますようお願い申し上げます。町民の皆さんに安全で的確にワクチン接種を行えるよう、関係機関と連携しながら進めてまいる所存です。

次に、12月議会以降の火災や災害についてですが、発生はございませんでした。しかし、春の訪れとともに空気が乾燥し、風も強く、火災が多く発生する時期を迎えますので、町民の皆様には火の取扱いには十分注意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、人口動態について御報告いたします。12月1日から2月末の間に出生された方は9人、お亡くなりになった方は37人でございました。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。2月末現在の人口は1万597人でした。高齢化率は37.69%、2月末現在の今年度出生者は45人でございます。

本定例会におきまして、令和2年度一般会計補正予算、令和3年度一般会計予算、条例関係など32議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

午後 1 時 0 0 分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 3 年第 3 回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

3 番、荊尾芳之君、4 番、滝山克己君。

日程第 2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、20 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、20 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

西部町村議長会定例総会の報告をいたします。

去る 2 月 3 日、新築された江府町役場において西部町村議長会定例総会が開催されました。

当日は 3 議案が提案され、全て全会一致で可決、承認されました。

第 1 号議案では、令和 3 年度事業計画案が提案されました。総会、役員会、連絡協議会のほかに議長・副議長・事務局合同会議、行政調査研修、自治功労者表彰式及び議員研修等のスケジュールが提案されました。

第2号議案では、予算総額507万2,000円で、対前年52万1,000円の減額予算となる令和3年度の歳入歳出予算案でございました。

第3号議案では、予算総額の15%を平等割、55%を人口割、30%を議員定数割として計算する分担金の賦課徴収方法が提案されました。これにより、南部町の分担額は37万6,350円となっております。

次に、鳥取県町村議会議長会の報告をいたします。

去る2月17日、鳥取市において令和3年鳥取県町村議会議長会定期総会が開催されました。

総会には3つの議案が提案されました。議案第1号は令和3年度の事業計画であり、年2回の定期総会や議員研修会等の計画が、議案第2号では歳入歳出それぞれ2,376万7,000円の令和3年度予算案が、議案第3号では分賦方法を平等割15%、議員数割15%、人口割70%とする会費分賦徴収方法が提案され、いずれも原案どおり全会一致で可決、承認されました。

総会終了後、本年度はコロナ禍の影響で受章者の出席は見合わせとなりましたが、自治功労者表彰式が行われました。本南部町関係の受章者は、県議長会表彰分として、6年以上の議長在職者として前議長の秦伊知郎氏が、25年以上の議員在職者として同じく秦伊知郎氏と亀尾共三議員、21年以上の議員在職者として前副議長の井田章雄氏と細田元教議員が、また全国議長会表彰分として前鳥取県町村議会議長会会長の秦伊知郎氏の受章が発表されました。受章各氏の長年にわたる御労苦に心より敬意を表するものであります。

次に、西部広域行政管理組合臨時議会並びに定例会の報告をいたします。

去る1月29日、米子市役所淀江支所において令和3年1月鳥取県西部広域行政管理組合臨時会が開催されました。

当日の付議事件は3件で、1件目は11月19日開催の定例会で委員会付託の継続審査となっていた令和元年度一般会計の決算認定、2件目は主に燃料電池や電気自動車普及に対応する西部広域火災予防条例の一部改正、3件目は資金調達方法の違いによる市町村分担金収入額と支出実績による調整を主とする一般会計補正予算でありました。いずれも原案どおり可決、承認されました。

また、2月22日には定例会が開催され、分賦金条例の一部改正、組合議会議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正、一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例の制定、令和2年度一般会計補正予算、そして令和3年度の一般会計予算の5議案が提案されました。

分賦金条例の一部改正は、用途廃止された旧灰溶融施設と白浜浄化場の負担割合の確定と不燃物処理施設の共同処理に境港市を含めること等、報酬に関する条例の一部改正は他団体の報酬額

との乖離が大きい識見を有する監査委員の報酬額の引上げ、用地選定委員会条例の制定は、用地選定に当たり専門的な知見で評価を行うことが必要なことから、学識経験者や行政機関職員等で構成する委員会を設置するものでありました。

さらに、補正予算はコロナの影響で売上高の減少したうなばら荘の指定管理者納入金の全額免除と維持経費の削減、一般会計当初予算は予算総額を４億５，４８１万円とするものであり、全議案とも原案のとおり可決、承認されました。

詳細につきましては、事務局に閲覧に供しておりますので御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会と定例会について、白川立真君。

７番、白川立真君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（白川 立真君） 白川でございます。去る１２月１８日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会が開催されましたので、内容について御報告申し上げます。

臨時会に提出された議案は１議案で、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議であります。これは鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更により、同組合規約の変更に関する協議です。各町村で行っている消防団員退職報償金支給事務等の事務を共同処理するもので、追加される事務に南部町・伯耆町清掃施設管理組合は入ってはおりませんが、その他の事務において共同処理を行っているため、構成団体として協議したもので、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、去る２月１６日に開催されました南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会について報告をいたします。

定例会に提出された議案は１議案で、令和３年度南部町・伯耆町清掃施設管理組合会計予算であります。令和３年度当初予算は歳入歳出それぞれ１億９，８００万円で、基幹改良工事後の維持経費等の実績を反映できた初めての当初予算編成となったため、前年度と比較して１，０００万円の減となっております。

２町の３年度の負担金は、まず南部町が８，００３万５，４６７円、伯耆町が８，４１７万３，５３３円、総額１億６，４２０万９，０００円、前年度と比べ１，６０９万円の減となっております。

可燃ごみの搬入量としては全体で約４，３５５トン、昨年と比較すると約６７トン減少しましたが、これはおおむね伯耆町の事業所ごみの減少によるもので、新型コロナウイルス感染拡大に

よる観光地やホテルなどが、緊急事態宣言もあったことにより利用者の減少が原因と考えられること、南部町でも飲食店などから出るごみは減少したとの説明がありました。

町別搬入量については、南部町は約 2, 1 1 6 トン、前年と比較すると約 5 トンの減、伯耆町は 2, 2 3 8 トン、前年と比較すると約 6 2 トンの減でした。

議案書は事務局に供しておりますので、閲覧のほど、よろしくお願いいたします。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会臨時会並びに定例会の報告を受けます。

3 番、荊尾芳之君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（荊尾 芳之君） 3 番、荊尾です。南部箕蚊屋広域連合議会の報告をします。

1 月 2 0 日に令和 3 年第 1 回臨時議会が開催され、鳥取県町村総合事務組合の規約を変更することが提案され、可決されました。

内容は、鳥取県町村総合事務組合が共同処理する事務として、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務などを加えるものであります。

また、2 月 2 4 日には令和 3 年第 2 回定例議会が開催され、令和 2 年度の補正予算として一般会計及び介護保険事業特別会計それぞれが可決をされました。また、令和 3 年度当初予算も一般会計歳入歳出総額 5 億 8 0 0 万円、介護保険事業特別会計は歳入歳出総額 3 0 億 4, 2 0 0 万円がそれぞれ可決されました。

今回の定例議会の一番重要なところは、第 7 期の介護保険事業計画が令和 2 年度で終わり、令和 3 年度から今後 3 年間の第 8 期南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業計画が始まるということでございます。これにより、広域連合の介護保険条例の一部改正が行われました。

改正の内容は、第 1 号被保険者の保険料が第 7 期は年額 7 万 1, 0 0 0 円でしたが、第 8 期は年額 6 万 9, 6 0 0 円となり、年額で 1, 4 0 0 円減額となります。各所得段階の保険料率の変更を行い、所得段階を区分する基準所得金額の変更などが行われました。

今回、第 1 号被保険者の保険料が年額で 1, 4 0 0 円下がった理由は、第 7 期で発生した積立金、基金ですが、9, 8 0 0 万円があり、この 9, 8 0 0 万円の基金を取り崩すことによって 1, 4 0 0 円というものが出てきたということの説明でございました。

また、介護保険法により規定する保健福祉事業が新たに追加されました。この事業では国の補助金も予算化され、さらなる介護予防が図られます。十分に期待ができるものと思います。

介護保険制度は誕生から 2 0 年が経過し、かなり充実してきたと思われます。しかし、やはり

いつまでも自立して介護状態にならないということが重要です。百歳体操、いきいきサロンなどしっかり取り組む必要があると思います。しかし、たとえ介護状態になってもこの制度をしっかりと使っていけるということをセーフティーネットとして報告をしていきたいと思います。

また、提出されました議案につきましては、議会事務局のほうで閲覧できますので御確認をください。

以上、南部箕蚊屋広域連合の議会報告とします。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の報告を受けます。

11番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 11番、細田でございます。去る2月18日、湯梨浜町でありました鳥取県後期高齢者医療広域連合議会がございました。その中で、連合長より令和3年第1回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が開かれました。

人生100年時代到来を見据え、全世代型社会保障検討会議において社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討され、令和2年12月15日、全世代型社会保障改革の方針が閣議決定されて、この方針に沿って全ての世代が安心できる社会保障制度の構築として、医療改革では後期高齢者の医療費窓口2割負担の所得基準、施行日、長期頻回受診患者等への配慮等が示され、改正法案が今期通常国会で審議されます。当広域連合としては、令和4年度後半の施行日に向けて円滑に移行できるよう、国に被保険者や医療関係者への丁寧な周知、広報を要望するとともに、見直しの内容や必要性について周知を図りたいという考えでございます。

昨年4月から実施してました高齢者の保健事業や、介護予防の一体的な実施事業をはじめとする高齢者保健事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、現場での感染予防策を行いながら、市町村をはじめ、関係医療機関において円滑に進めていただいたことは感謝申し上げます。長引くコロナ禍の影響により、高齢者の外出の機会の減少等、高齢者の心身の活力低下が懸念される場所ですが、高齢者の心身の多様な課題に対応してきた細やかな支援を行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施について、次年度には11市町村で取り組む予定としておりますというのがありました。連合長の話でございます。

議案につきましては、議案は6議案ございました。

まず、第1号議案、鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。これは高齢者保健事業の実施に当たり、指導・助言を行う立場の鳥取県が情報を共有できなくなっている現状を解消するため、鳥取県に対し適切に個人情報が提供できるよう条例を改正するものでございます。全員一致で可決しました。

議案第 2 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に関する条例の一部改正についてですが、これは令和 2 年 10 月の人事院勧告による国家公務員の給与の改定、県内地方公共団体の会計年度任用職員の期末手当の支給月数の引下げ状況等を鑑み、当広域連合会計年度任用職員に関する条例の一部改正するものでございます。施行日は、令和 3 年 4 月 1 日からとします。これも全会一致、可決されました。

議案第 3 号、令和 2 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）です。これは歳入歳出それぞれ 2 3 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出総額を 4, 7 8 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。これは実績に伴う減額でございまして、全会一致、可決されました。

議案第 4 号、令和 2 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）です。これは歳入歳出それぞれ 3 0 2 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出総額を 8 3 4 億 6, 8 7 0 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。主な内容は、市町村負担金について、新型コロナウイルス感染症対策に係る保険料減免分の 5 9 4 万 5, 0 0 0 円等を減額するものでございました。全会一致、可決されました。

議案第 5 号、令和 3 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。一般会計につきましては、予算総額 5, 4 1 9 万 5, 0 0 0 円として、前年度比 1 0 7. 9 %、3 9 7 万 3, 0 0 0 円の増額ですが、増額の理由は耐用年数を超えた機器、設備の更新等でございまして、全会一致、可決されました。

議案第 6 号、令和 3 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額 8 2 7 億 7, 5 7 3 万 7, 0 0 0 円とし、前年度比 1 0 1. 8 %、1 4 億 3, 1 4 0 万 1, 0 0 0 円の増額です。増額の主な理由は、被保険者数や医療給付の動向から見込みを推計し、保険給付の増額によるものが主なものでございます。これも全会一致、可決しました。

以上、報告いたしまして、書類一式事務局に閲覧としておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。報告終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5 施政方針の説明

○議長（景山 浩君） 日程第 5、施政方針の説明。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、施政方針の説明をさせていただきます。

本日、私が南部町長として2期目の負託を受けて、初めての当初予算となります令和3年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、町政運営に挑む所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

初めに。私は、昨年10月13日告示の南部町長選挙で無投票当選をさせていただきました。多くの町民の皆様の御支援のたまものであり、大変光栄であると同時に身の引き締まる思いでございます。これからの厳しい時代を見据え、時代を切り開く覚悟を持ち、全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

さきの12月議会におきましても述べさせていただきましたとおり、私は次の三つのC「つながconnect」「変えるchange」「挑戦するchallenge」を政策理念とし、「五つの挑戦」（1. なんぶ創生、2. 子育て環境の充実と人材育成、3. 健康長寿のまちづくり、4. 共生と防災のまちづくり、5. 行財政改革）を推し進め、私たち大人が子供たちに「南部町に帰ってこい」と堂々と言える、「次世代に誇れるなんぶ暮らし」の創造に全力で取り組んでまいります。

新年度予算編成の考え方を申し上げます。町の財政見通しについては、これまで、人口減少・超高齢社会による税収減と扶助費等の義務的経費の増加、普通交付税の合併算定替え対象期間が令和元年度に終了し、令和2年度からは一本算定となってしまったことから、町財政の健全化を最重要課題として取組を進めてきました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による地方財源の減収が予測されることから、国においては地方交付税の増額、減収補填債の対象範囲の拡大等の措置がありますが、町税の大幅な減収が見込まれ厳しい状況になるものと予測いたします。これまで以上に歳入の減に見合った歳出事業の見直し、経費の削減に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の様相を見せていませんが、ワクチンの接種が医療従事者等から始まっており、4月以降65歳以上の高齢者の方、基礎疾患をお持ちの方、16歳以上の一般の方へと順次行う予定ですので、町民の皆様が確実に接種できるように全力で取り組んでまいります。ワクチン接種は強制ではなく努力義務です。町民の皆様におかれましては、ワクチン接種の安全性や効果、接種方法などに対して御不安をお持ちの方も多いかと思いますが、ワクチン接種は、感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染症の蔓延の防止を図ることを目的としています。町といたしましてもワクチンに関する国からの情報や接種の手順について、ホームページや情報なんぶ、防災行政無線等でお知らせしてま

いますので、多くの皆様に接種いただきたいと思います。

しかし、ワクチン接種が皆様に行き届くのは早くても夏から秋頃になると思われますし、ワクチン接種により直ちに感染拡大が収束し、コロナ以前の生活に戻れるとは考えられませんので、その後の影響もしっかり見極め、状況に応じて必要な対応を取ってまいります。

さきの臨時議会では、緊急的な対応として、昨年12月25日に発令された緊急事態宣言の影響により経済的な影響が顕著な飲食業や宿泊業への直接給付金の支給、また所得が低い子育て家庭に直接給付するための補正予算を御承認いただいたところですが、令和3年度当初予算では経済の循環を主眼に、1人当たり5,000円の商品券を全町民に配布する「生活支援・地域活性化事業」、昨年5月に実施し非常に評判がよく、追加実施を希望する声がありました「未来に使える飲食店応援チケット事業」の拡大版を提案しております。今後も状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと思います。

このたびの新型コロナウイルス感染症を機に、国は、今年の9月に予定されている「デジタル庁の創設」、令和7年度までに「税や年金、国民健康保険など17の業務の自治体情報システムの標準化」を行うなど本気でデジタル社会の実現にアクセルを踏んでおります。リモートワークや非接触に対応するために、IoT、AI、5Gによる高速通信などの革新的技術の活用が生活のあらゆる面で進み、社会のデジタル化が身近なものになってくることは確実です。また「密」から「疎」の価値の見直しによる地方分散化や感染症下における「新たな日常」など、社会の在り方も大きく変化していくものと予想されています。そうした変化に対応するためには、縮減だけではなく、攻めが必要であることは間違いありません。

そこで、私は2021年の経営方針として「2030年のなんぶ暮らしを予測し準備する」を掲げ、2030年に確実に起こることを予測し、それに対応した施策を考え、急ぐ事業から21年度の予算に反映させることといたしました。

喫緊の課題である人口減少、少子高齢化社会、そしてアフターコロナの社会に対応し、誰一人取り残さない持続可能な南部町の環境づくり、人づくりに対して重点的に取り組むため、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、さらには創意と工夫により最小の経費で最大の効果を上げるよう、あらゆる知恵を結集して予算編成を行ったところでございます。

主な新規事業として、複合施設「キナルなんぶ」が今年5月1日にオープンいたします。まだ新型コロナウイルス感染症の状況下であると思われるので「密」を誘発するようなことはできませんが、多様な人々が集まる施設になることを期待して、オープンに合わせて記念事業を行うとともに、利用促進を図るための経費を予算化しております。

また新年度から第2期の生涯活躍のまち計画に着手いたしますが、新たな働き方を創出し所得の向上を目指すことを目的に「しごとコンビニ」に着手し令和4年度の開業を目指します。

今年度からデジタル社会に欠かすことのできないインフラである光ファイバー網の整備に着手しておりますが、高速通信網を基盤とするSociety 5.0は想像以上に私たちの暮らしに浸透してきています。様々な行政手続がスマホでできるようになり、電子マネーの普及により現金を取り扱わないお店が増え、自動運転の電気自動車が町を走り回り、個人は車を運転もしないし所有もしない、日用品の購入はネットで行われドローンが自宅まで届けてくれる、そんな社会の到来はそれほど遠くではないと多くの人が感じていることでしょう。

しかし、そうした社会の実現にも地域間格差は必ず出てきます。町民が新たなサービスを楽しむようになるためには、通信インフラを整備するとともに行政サービスの在り方を変えていくこと、町民が新たな生活スタイルに対応し生活を変えていくことも必要です。高速通信設備を搭載した自動車を導入した出張型役場サービスを行う予算を2月補正で御承認いただいたところですが、マイナンバーカード取得の手続のサポートや、インターネット通信を使った生活相談を行うなどを試行し、新たな行政サービスの在り方、町民生活のスタイル創出に取り組んでまいります。

令和2年度に南部町地域福祉計画を策定しましたが、地域福祉計画を実現する要の一つである福祉コーディネーターを配置します。また、新年度予算には計上しておりませんが、持続可能で稼げる農業を創出していくため、果樹園の再生と果樹を中心とした農業の「がんばる地域プラン」の作成に取り組むたいと考えています。

老朽化した保育園の整備については、子ども・子育て会議に「さくら」と「つくし」2園の統合という方向性を出していただきましたが、これを受け止め今年度中に議論を詰め具体的な整備をお示ししたいと考えています。

また、人口減少、コロナウイルス感染症、デジタル化への対応という大きな社会の変革期にあって、人材の確保・育成は喫緊の課題であります。小規模な自治体にとってはなかなか困難な課題でもあります。一般社団法人地域活性化センターの支援を受けて、西部7町村が連携して新年度から5か年かけて若手職員を育成していくことに取り組んでまいります。

西部9市町村で連携して取り組むごみ処理施設の建設に当たっては、財政負担の平準化を図るため基金を造成して新年度から積立てを行い建設費の負担に備えてまいります。

この結果、南部町の令和3年度一般会計当初予算規模は、67億8,200万円となり、対前年比2.05%増となります。

国においては、当初予算に加え三次補正も合わせて15か月予算の編成としています。本町においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし計画した事業については、令和2年度で限度額以上の執行となります。そのため、令和3年度につきましては、三次分の限度額1億3,800万円を新型コロナウイルス感染予防対策及び地域経済の支援対策などのために積極的に活用してまいります。

それでは、令和3年度における「五つの挑戦」について、具体的に事業内容とともに説明いたします。

1、なんぶ創生に挑戦。1つ目は、なんぶ創生への挑戦です。

令和元年度に策定した、第2期なんぶ創生総合戦略で基本事業12事業、77施策を掲げ持続可能な南部町の実現に取り組むこととしております。

その中で、喫緊の課題としています情報通信基盤整備につきましては、町内全域に光ファイバー網の整備に今年度から着手しており、令和3年度中には各集落までの整備を終え、令和4年度には各家庭内まで接続できるように整備いたします。国では令和7年度までに自治体情報システムの標準化が行われ、行政サービスのデジタル化が急ピッチで進んでいき、転居や婚姻、死亡届、介護保険、住民税、児童手当や国民年金などの手続きが全てデジタル化されるようになります。

遅れていた行政サービスのデジタル化がようやく進むこととなりますが、民間サービスにおいては、デジタル化がより一層進むことは明らかでありますので、南部町での生活も、デジタルなしではサービスを享受できなくなるといった事態が懸念されます。

このような革新的な社会の到来に備えて、南部町の生活がどう変わっていくのか、どうICTを生かして社会に適応していくのかを、役場に新設するデジタル推進課を中心に、2月補正で御説明した高速通信設備を搭載した自動車を導入した出張型役場サービスを活用するなどにより推進してまいります。

令和3年5月1日にオープンします複合施設「キナルなんぶ」は、単にこれまでの図書館、公民館が同じ施設に入ったということではなく、「学び」「交流」「情報」の3つをキーワードに、目的や年齢、職種などが異なった多様な人々が集まることができる機能を併せ持つ施設として生まれ変わります。この場所でいろいろな人が出会い、その出会いから化学反応が起こり、新たな地方創生の波が起こることを期待しています。そのためのイベント開催や出会いの機会の提供など、町民の皆様をはじめ来訪いただく方々に、この施設が気軽に集える場所となるように運営してまいります。

平成27年度から進めた南部町版CCRC（生涯活躍のまち構想）ですが、これも令和2年度

に、国の新たな方針や前計画の検証結果を踏まえた第２期「生涯活躍のまち基本計画」を策定し、新年度からは「全世代・全員活躍のまち南部町」として、これまでの取組を強化するとともに、新たな取組を加えて一層推進してまいります。町と地域振興協議会、さらにまちづくり会社「ななぶ里山デザイン機構」が連携しながら移住者と集落との橋渡しをしてまいりましたが、令和３年１月末現在では、空き家を活用した南部町への移住者が３２世帯９４人となっています。新型コロナウイルスの先行きが見通せない状況ではありますが、オンライン、オフラインを活用した都市部の企業や学生などとの協働、交流を通じた関係人口の拡大を図るとともに、移住者数の増加を目指します。

また、地域の新たな働き方、仕事を創出する「しごとコンビニ」に取り組みます。これは地域で眠っている人材、技術と人手不足や人材不足で困っている事業者等をマッチングすることにより、子育てや介護などでフルに外で働きに出られないが空いた時間を使って少しでも収入を得たい、農閑期や観光の閑散期に別の仕事をして所得を増やしたいという方が働ける仕組みを創出するものです。町民の所得の向上、少子化対策につながるものと期待しています。新年度は事業のノウハウの習得、仕事の掘り起こし、働き手の開発・教育等を行い、令和４年度の開業を目指します。

法勝寺地区を拠点エリア、手間地区と賀野地区にサテライト拠点を整備してまいりました。「えんがーの富有」はパッチェリービーの人気もあって野菜直売市も好評ですが、令和３年度からはあいみ富有の里地域振興協議会が指定管理されることとなっており、賀野地区の地域の拠点としてさらに発展が期待されるところです。また、当初予算ではなく、３月補正予算に盛り込んでありますが、南さいはく地域振興協議会のサテライト拠点も令和３年度中には完成できるように準備を進めてまいります。

南さいはく地域振興協議会では、今月、協議会が行っていた収益事業を一般社団法人に法人化し、地域商社として体制を整え、売れる商品の開発、製造、そして販売の強化に取り組むことを計画しておられます。拠点の整備と併せ地域に活力をもたらしてくれるものと思います。

令和元年度に着手した三本木から法勝寺川土手を通るウォーキングルートは、河川協議を整え令和３年度に完成するよう進めてまいります。このルートの整備により、今年５月にオープンする複合施設、令和４年に整備される計画のＪＯＣＡの温泉施設等とも相乗し、町ににぎわいと活気を生み出すものと期待しております。

人口減少に歯止めをかけるには、雇用の場を確保することも必要です。企業誘致や職業紹介、起業支援などの取組を進めます。

町内の誘致企業16社の令和2年4月時点の雇用者の総数は1,644人で、うち町内からの雇用数は297人、18.1%となっています。

平成26年度から実施している起業促進奨励金は現在までに23件の実績がありますが、今後も町内事業者のニーズを把握できるように商工会との連携を図ってまいります。商工会では令和2年度に町と連携して「経営発達支援計画」を作成されたところであり、小規模事業者等の新たな取組の支援、創業支援・事業承継の推進、六次産業化による特産品開発など商工業の活性化に取り組んでまいります。

観光については、新型コロナウイルス感染拡大によりインバウンド、団体客誘致の戦略は大きく方向を変える必要があります。一方で「密」を避けたアウトドア、民泊には新たな可能性が見えてきました。特に最近注目が高まっているサイクリングには法勝寺川土手の桜やヒガンバナ、赤猪岩神社や客神社などのこれまでの南部町の見どころやジェラート、そば、カレーなどの飲食を併せて楽しんでいただける観光メニューとして大いに期待し推進してまいります。

地域の課題を地域の住民が主体となり、誇りと責任を持って解決できる仕組みとして平成19年にスタートした地域振興協議会は、今年で発足15年を迎えます。この間、それぞれの地域振興協議会で地域に合った特色ある取組が進められ、地域を磨き上げてこられました。これまでの関係者の御努力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

人口減少社会にあって地域のことを地域住民が解決する仕組みは全国でも取組が進んできておりますが、その先駆けである南部町の地域振興協議会では、現在の課題である「福祉」と「防災」において重点的に取り組んでいただきたいと考えており、新たに策定しました南部町地域福祉計画の中心的役割を担っていただく新たなフェーズに取り組んでまいります。

これまでも「円卓会議」を開催し地域の皆さんと語り合う機会を設けてまいりましたが、令和3年からは4年をかけてでも全集落を回って地域の皆さんと意見を交わし、思いを共有し、地域で支え合う「なんぶ暮らし」の創造に邁進いたします。

2つ目は、子育て環境の充実と人材育成への挑戦です。

教育は人づくりの基盤であり、「自立・共生・参画」をキーワードに学校教育、社会教育を通じて未来の担い手育成に努めてまいります。子供たちがこれからの予測不可能な変化の大きい社会でたくましく生き抜くためには「ふるさと愛着力」、「将来設計力」、「社会参画力」、「人間関係調整力」の4つの力を身につけることが必要と考えます。地域とともに歩む学校づくりに向け「コミュニティ・スクール」に取り組んでおりますが、保護者や地域住民、校長等で構成する学校運営協議会の活動も定着し活発になっています。新年度は、さらに幅広い地域住民や各種

団体との連携を図るため、協働活動統括推進員を配置し、未来を生き抜く力の育成をより一層充実してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として国のGIGAスクール構想が前倒しされたことにより、学校内の高速インターネット環境、タブレット端末、さらに、家庭や地域でもリモート学習ができるように学習ソフト等も整備してまいりました。

子供たちの情報活用能力の育成を図るとともに、子供たちがそのICT環境を活用しながら主体的に学ぶ力を育むとともに学びの質を高め、関心や習熟度に合わせた指導、教育が可能となります。そのため、指導する教員がICTを必要に応じて授業や学びに活用できるよう教員の基本的スキルの習得、向上に取り組めます。

不登校対策では、校内での相談活動や家庭支援に加えて、義務教育保障の観点から、学校以外の居場所として教育支援センター「さくらんぼ」、国立音楽院、児童館においても体制を整えております。

平成26年度から取り組んでいる少子化対策事業も第三次の取組を令和2年度から行っております。

これまでの取組により転入者や町外の方からも「子育て支援策が充実している南部町」と言われるようになりましたが、出生者数は減ってきております。これまでの少子化対策の3本柱である結婚支援、出産・子育て支援、暮らしやすさ支援について変わりはございませんが、令和2年度に内閣府の「少子化対策地域評価ツール」調査研究事業を行いました。今後、評価ツールを活用して事業の効果を分析し、適宜取組を見直しながら出生者数増につながるよう施策にめり張りをつけて進めてまいります。

南部町には幼い子供を遊ばせる場所がないという御意見にお応えするため、子育て世代の皆さんと一緒に作成した「子どもの広場整備構想」に基づき、東西町スポーツ広場の横に子どもの広場を3か年計画で整備し、南部町としては初めてネーミングライツを導入し、愛称を「グリコこそだてパークなんぶ」としたところです。引き続き、次の子どもの広場の整備に向けて子育て世代の皆さんと協議してまいります。12月議会でも申し上げましたが、新年度には老朽化しているつくし、さくら保育園の建て替え、また併せてひまわり保育園の運営方針を決定し、基本構想の作成に取りかかってまいりたいと存じます。

なお、韓国・ハンリム大学や防災協定を締結している高知県佐川町などとの連携については、新型コロナウイルス感染症における国際情勢、国内の状況を注視する必要がありますが、今後も持続可能な交流に努めるとともに、互いに高め合う人材育成に取り組んでまいります。

現在10社となった「子育て応援企業」の認定を今後もさらに進めてまいります。また、経営者や管理職がイクボス宣言をし、仕事と育児を両立できる環境づくりを引き続き推進してまいります。

3つ目は、健康長寿のまちづくりへの挑戦です。

地域におけるつながりが希薄化する中で、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立して住み続けるためには、地域における日常的な支え合い活動の充実が必要です。その願いを込めた「いきいき百歳体操」は44か所に広がっています。百歳体操の場に保健師や管理栄養士が出かけ口腔ケアや栄養指導を行うとともに、通信機器を搭載した自動車による出張型役場サービスを活用して、ネットによる個別相談、パソコンソフトを活用した訓練を取り入れるなど、取組内容の充実も図ってまいります。

特定健診の受診率は令和元年度で38.1%、がん検診は令和元年度で胃・肺・大腸で40%前後、婦人科では30%弱の受診率となっており、県内では上位ですが、40代からの高血圧、脂質異常症、糖尿病が増加しており、服薬している方が多い反面、生活習慣の改善意欲が低いことなどが分かっています。40代からの生活習慣病予防、がんによる死亡を減少させるため、特定健診、がん検診の受診率を高い水準で維持するよう引き続き未受診者に対して勧奨を行います。

令和2年度同様新型コロナウイルス禍において健（検）診の受診控えが懸念されますので、新年度におきましても完全予約制で感染対策を行い、安心して健（検）診を受けていただけるように配慮してまいります。

また新年度から、南部町地域福祉推進計画がスタートいたします。推進計画では「みんながいいきと活躍し、ところをつないで支え合う共生のまちづくり」を基本理念として、社会情勢の変化や新たな福祉ニーズに対応し、住み慣れた町で安心して暮らし続けることができる福祉を推進することとしております。地域におけるつながりが希薄化する中で、身近な地域における様々な生活課題に対応するためには、専門職による支援とともに地域住民同士による自発的な福祉活動が重要になってまいります。さらには民生委員や児童委員、社協や各種ボランティアなどの福祉関係者との連携も必要です。このため地域振興協議会単位で福祉コーディネーターを配置し、町、地域、福祉関係者が一体となって、支え合いができる地域づくりを進めてまいります。

なお、福祉コーディネーターは各地域振興協議会の福祉の取組状況や体制、進み具合に合わせて配置することとしており、令和3年度は1名を配置する予定です。

4つ目は、共生と防災のまちづくりへの挑戦です。

オオサンショウウオが命をつなぎ、ブッポウソウやコウノトリが大空を舞い、蛍が乱舞する自

然環境は次世代に誇れる南部町の宝です。そうした環境を支え、育んでいるのは中山間地の農業であり、林業、そして集落の活力でございます。

中山間地域の生活を支える人口の減少、農業を支える農家数が減少していく中で持続可能な農業を実現していくためには、しっかりとした農業経営ができる主体を育成し、効率的かつ安定的に生産を行うとともに、農地を維持し、後継者や新たに農業に取り組む人材を確保していくことが必要です。これまでの担い手への農地集積・集約化の取組により令和２年１２月末までに約２７０ヘクタール、２３％の集積につながりました。さらなる組織化の広がりに向け支援を強化していくとともに、農業のデジタル化、機械化を支援し、また収益性の高い作物に取り組むなど、少ない担い手で収益を上げられビジネスとして成り立つよう取り組んでまいります。

なお、人口減少の進み具合や集約化の進み具合、経営作物も地域によって違いがありますので、一律ではなく地域の状況に応じて取り組む視点が必要と考えます。

ふるさと納税は、自治体の重要な収入源となっておりますが、地域の特産品を全国に宣伝し売り出す魅力的なツールでもあります。ふるさと納税を出口として農家の収益を上げる取組も行っており、新年度は新たな商品開発、改良、商品のＰＲに力をつけた民間企業の力を活用し取組を強化してまいります。

町域の７５％の面積を占める森林の荒廃防止のため、森林整備計画に基づき山林を守る取組を進めます。

令和３年には株式会社ミヨシ産業が、株式会社鳥取ＣＬＴに隣接する場所に、ＣＬＴを加工し製品化する工場を新設される計画であり、これにより原料供給から製材、製品化までが町内でできることになり、町内の林業振興に大きく貢献すると期待しています。

高齢者、障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、買物や医療などのために交通政策を超高齢社会に適合させ変化させなければなりません。今年の４月からは、南部町北部地域を運行する黄色いバスの運行が変わります。定時運行とデマンド運行とを組み合わせた運行を行うとともに、路線運行ではなく区域運行を行いますので、これまでより運行時間の短縮や新たなバス停設置によって利便性の向上が図れるものと考えております。利用しやすい公共交通の実現のために、今後も改善に取り組んでまいります。また地域内の移動手段を確保するという課題解決のために、住民主体による地域内運行の方策などの実証実験にも取り組んでまいります。

南部町は２０５０年ゼロカーボンシティを宣言していますが、昨年１０月菅総理もゼロエミッションを宣言されました。今後国を挙げて低炭素社会・循環型社会を目指した取組は強力に加速されていくことと思います。また、国のＳＤＧｓアクションプラン２０２０ではＳＤＧｓを原

動力とした地方創生が掲げられ、エネルギーインフラの強化やグリーンインフラの推進等が求められています。南部町としましては、地域環境と調和の取れた再生可能エネルギーの普及を推進し、ごみの減量化、再資源化をこれまで以上に進めてまいります。平成26年度から運用開始した鶴田太陽光発電所は計画値以上の売電を行っており、令和2年4月から令和3年1月の売電量は計画売電金額4,860万円に対し6,589万円余で計画達成率は約135%となっています。この売電収入を元に自然エネルギー導入に対する支援に取り組んでおりますが、新年度は補助金を見直し、増額を図りました。

本町も出資する「南部だんだんエナジー株式会社」では、環境省の「公共施設の設備制御による地域内再生活用モデル構築事業」に採択され令和3年度から4年計画で事業が行われます。「エネルギーの地産地消」に貢献できるものと期待しております。

南部町では合併以来「人権が大黒柱のまちづくり」を町の重要な施策に位置づけ、南部町人権会議や部落差別をはじめあらゆる差別をなくす取組を展開してきましたが、今後も多様な取組を推進してまいります。

平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、現在もなお部落差別が存在することが法律上明記され、国及び地方公共団体には差別の解消に関する施策を講ずる責務があることとされました。町としても法律の趣旨を踏まえ、「同和問題等に関する差別事業に対する対応マニュアル」を改定したところであり、令和3年度内には「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす基本計画」の改定を終える予定です。さらに、中学校卒業までの15年間を見据えた人権教育プログラムの見直しにも着手しており、差別のない明るい住みよい南部町を目指してまいります。

5つ目は、行財政改革への挑戦です。

人口減少社会では政策の選択と構想が課題であります。

10年後、2030年には、「人口が減少し国内で3人に1人が65歳以上、少子高齢化の中で職場にいたることより地域にいたることが多い地域人口が増加する」、「人口減少により自治機能を失う集落が生まれる」、「自然災害リスクが増大化し対応できる集落とできない集落に明暗が分かれる」、「AIやロボット技術が進化し、家庭や職場に導入され、日本の労働人口の49%の仕事が代替される可能性がある」などは、ほぼ確実に起こると予想されますが、そうした未来を想像し、そのとき、南部町の人がどう暮らすのかを考え、政策やシステムづくりを進めるという能力を役場職員に求めるところであり、今年の年始に職員に対し2021年の経営方針を示しました。「次世代に誇れるなんぶ暮らしを創造する」ことを経営理念とし、2030年のなんぶ

暮らしを予測し準備し、政策の選択と構想を進めてまいります。

また、職員が自らの軸を持ち、課題を発掘して行政運営に自主的・自覚的にフィードバックするとともに、お互いに助け合う風土をつくることを目指し、職員の意欲・能力を高める「一人一研究」に引き続き取り組みます。

役場組織については、デジタル社会への対応を急ぐため、新年度4月1日から役場にデジタル推進課を新設します。デジタル推進課ではデジタル化社会に対応し、住民生活の中にICTを落とし込むとともに、役場内の業務のデジタル化を推進します。

人口が減少し財政負担が増加する中、南部町では、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなります。一つ一つの施設について劣化状況や利用状況などを定量的、定性的に評価し、政策的な判断を加えて、集約、転用、廃止等の対応方針を定める「個別施設管理計画」を令和2年度に作成しましたが、令和3年度には平成28年度に策定した庁舎・学校・町営住宅・集会施設等の公共施設、道路・橋梁・上下水道等の生活基盤となるインフラ施設の「南部町公共施設等総合管理計画」の見直しを行い、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するよう進めてまいります。

公共施設の指定管理につきましても、制度運用を始めた頃とは社会情勢が異なっており、改めてガイドラインを定めて、施設の行政目的、現在の利用状況、管理運営状況等を総合的に勘案して、管理方法について検討いたします。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

まず、国民健康保険事業を説明いたします。

南部町の国民健康保険の加入者数は、令和3年1月末現在、1,449世帯、2,302人で、総人口の21.7%を占めておりますが年々減少しております。

令和3年度の予算規模は、12億9,934万4,000円で計上いたしました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきました。しかし、制度が抱える構造上の問題に加え、国民生活や社会情勢の変化などに伴う財政基盤問題による赤字体質の課題を払拭することができず、厳しい状況が続いています。

そうした中、国民健康保険の安定的な運営を目指して平成30年度から県が財政運営の責任主体となりましたが、保健事業などの医療費適正化の主な実施主体はこれまでどおり市町村となりました。

さらに国からは県に対して国保税の平準化、すなわち一本化の時期を明確にするよう求めてきており、数年後には県一本化になることが現実のものになってきています。そのため県一本化に早期に備えておく必要があると判断し、新年度から国保課税方式を現在の4方式、これは所得割、資産割、均等割、平等割でございますが、これから資産割をなくした3方式に移行することといたしました。同時に国保加入者の減少や医療費の高止まりが推測される中、国保会計の基盤安定のために令和2年度末に一般会計から国保会計の基金に5,000万円を積む予算案といたしました。

南部町では、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指し、健診受診率、指導実施率、メタボリックシンドローム減少率の目標を設定し効率的・効果的な保健事業を実施いたします。新年度には、過去3年の特定健診結果とレセプトデータを活用し、食生活と因果関係について分析を行い、分析結果を基に効果的な健康増進を行ってまいります。

後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織として運営をしており、町特別会計は保険料を徴収し負担金として支出しております。

保健活動においては、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施してまいります。また、広域連合と連携し医療費の適正化につながるよう取組を進めてまいります。

墓苑事業は、墓苑の維持管理費と未使用墓地の使用料、償還に係る予算を計上しています。令和2年度は西伯墓苑の新規購入1件、返還3件で、空き区画は43件となっています。また、円山墓地については返還2件で空き区画は7件です。引き続き広報活動を通じ空き区画解消に努めてまいります。

住宅資金貸付事業は住宅新築資金等の償還に係る予算を計上しています。借受人の高齢化や経済状況などから徴収困難なケースも多く、滞納額の縮減が進まない状況にありますが、引き続き粘り強く徴収に努めてまいります。

農業集落排水事業は令和2年度末の接続率86%を見込んでおります。引き続き施設の適正管理に努めてまいります。

浄化槽整備事業は令和2年度末の接続率77%を見込んでおります。合併浄化槽補助金制度を令和6年度まで延長し、合併浄化槽設置を進めてまいります。

公共下水道事業は令和2年度末の接続率89%を見込んでおります。公共下水処理施設の維持管理経費を計上しています。引き続き適切な管理に努めてまいります。

太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワットの太陽光発電所を運営する

ための会計で順調に発電し売電収益を上げています。新年度は6,642万9,000円の売電収入を見込んでいます。収益は今後の維持管理のための基金積立てを行うほか、自然エネルギー導入への補助金に充当し、町民の皆様に還元してまいります。

次に、企業会計ですが、水道事業会計から説明してまいります。

令和3年度の水道事業会計は、令和2年度からの料金統一により、事業収益は2億2,546万4,000円としております。

主な事業として、持続可能な水道経営を目指し、令和元年度に策定した「経営戦略」の更新計画に基づき、引き続き老朽施設の更新事業に取り組めます。

次に、病院事業会計でございます。令和3年度病院事業会計は、事業収益24億499万7,000円、対前年比1,108万9,000円の減といたしました。

新型コロナウイルス禍においては、公立・公的医療機関が大きな役割を果たしていますが、西伯病院も新型コロナウイルス感染者を受け入れるなど、新型コロナウイルス患者入院協力医療機関として役割を果たしているところでございます。

また、4月からは65歳以上の方のワクチン接種が始まりますが、西伯病院では集団接種を担い、町民の皆様に安心を提供できるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は、医療分野にも大きな問題提起をしましたが、急速な人口減少、高齢化という人口構造の変化、社会保障制度の維持の観点から病院機能の整理統合、経営の効率化は公立病院の存続に関わる重要課題でございます。

将来を見据え、必要な医療機能を見極め、西伯病院の果たすべき役割を明確にしていかなければなりません。

地域医療構想における役割、そして、町の医療施策において、西伯病院が果たす役割を融合させ、町民に愛され、西部医療圏に必要とされる将来像を明確に設定し、それに向けたアクションを確実に遂行していくことが求められています。

令和3年度は、新たな新改革プランを策定する初年度になりますが、議論の枠組みをもう一度整理し、議論の過程においては透明性を図りながら、多方面の関係者を交えてしっかり議論しプランに反映してまいります。

また、西伯病院は、今般、僻地拠点病院の指定を受け、令和3年度から僻地医療に新たに取り組んでいきます。引き続き、「地域住民への安心の提供」を西伯病院の理念に、一層の経営改善に努めてまいります。

在宅生活支援事業会計では、令和3年度の事業収益4,294万1,000円、対前年比11

8万4,000円の減といたしました。

地域包括ケアシステムにおいて、在宅医療における中核的な役割を担う訪問看護ステーションはますます重要になっていきます。スタッフのスキルアップを図り、組織体制を強化するとともに、「入院時より退院支援を見据えた看護、外来患者が在宅で安心して過ごすための看護や支援」を理念とし、引き続き、地域の関係機関と連携を図り、利用者のニーズに沿った事業展開を図ってまいります。

以上、令和3年度南部町一般会計予算案をはじめ、特別会計及び企業会計の概要と主要施策について申し述べてまいりました。本定例会ではこのほか令和2年度補正予算、条例関係をはじめ総数32議案、報告案件1件を上程しておりますので、詳細は後ほど説明をいたします。

いずれの議案も特に町民の皆様の生活に深く関わり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認賜りますようお願いを申し上げ提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 施政方針の説明が終わりましたが、ここで休憩をしたいと思います。再開は2時40分といたします。

午後2時22分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

_____・_____・_____

日程第6 報告第2号

○議長（景山 浩君） 日程第6、報告第2号、専決処分の報告について（南部町国民健康保険条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長

の専決事項として指定された事項のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和３年２月２２日付でございます。

これは新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴いまして、引用している法律名が変わりましたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、公布の日といたしました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第２号、専決処分の報告について（南部町国民健康保険条例の一部改正について）を終わります。

日程第７ 議案第５号 から 日程第３８ 議案第３６号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第７、議案第５号、令和２年度南部町一般会計補正予算（第１２号）から、日程第３８、議案第３６号、区域外における公の施設の設置に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第７、議案第５号から日程第３８、議案第３６号までの提案説明をお願いします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、議案第５号、令和２年度南部町一般会計補正予算（第１２号）。

議案第５号

令和２年度南部町一般会計補正予算（第１２号）

令和２年度南部町の一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５２，６８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，６９０，６１０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月 4日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和3年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
そういたしますと、5ページをお願いします。第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、地域とつながる未来ラボ支援事業、金額1,625万5,000円から9款教育費、1項教育総務費、法勝寺中学校外壁改修事業、金額2,100万円まで計18事業、総額11億6,195万9,000円の事業繰越しをお願いするものでございます。事業名につきましてはお読み取りをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1、追加といたしまして、地域経済変動対策資金利子補助金。期間は令和3年度から令和7年度。限度額は1,600万円となります。

7ページをお願いします。4表、地方債補正です。1、追加といたしまして、桜の苑大規模改修事業（合併特例事業債）でございます、2,470万円。サテライト拠点整備事業（合併特例事業債）6,780万円。道路整備事業（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）930万円。減収補填債910万円。合計いたしますと1億1,090万円。いずれの起債についても、起債の方法は証書借入れでございます。利率、償還方法については、記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。8ページを御覧ください。変更といたしまして、今年度予算計上させていただいております各事業等の起債限度額を決算見込みによりましてそれぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。総額で、起債限度額1億9,860万円を1億8,780万円で減額をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

続きまして、予算に関する説明を行います。歳出予算から御説明をいたします。17ページをお願いします。主なものについて御説明をまいります。人件費に関するものにつきましては、本年度の決算見込みによるものでございます。後ほど給与費の明細書にて御説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目企画費でございます。1 億 4, 7 7 2 万 3, 0 0 0 円増額し、5 億 5, 7 7 7 万 4, 0 0 0 円とするものです。これは主に地方創生拠点整備交付金を活用した南さいはくサテライト拠点整備のためのものでございます。

1 3 目諸費でございます。4 6 9 万 6, 0 0 0 円減額し、1 0 億 9, 6 3 4 万 2, 0 0 0 円とするものです。これにつきましては特別定額給付金に係る人件費等の実績による減ということになります。

1 8 ページお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費です。5, 4 7 3 万 5, 0 0 0 円増額し、4 億 4, 2 1 3 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。主なものとしまして、1 9 ページの国保特別会計への繰出金が 4, 5 9 5 万 1, 0 0 0 円の増額、これは決算見込みによるものでございます。また、国保の特会への貸付金として 1, 0 0 0 万円を計上しております。

同じく 1 9 ページです。2 目障がい者福祉費 9 4 8 万 3, 0 0 0 円増額し、3 億 7, 5 8 9 万 8, 0 0 0 円とするものです。これは障がい福祉サービス、自立支援介護給付、障がい者医療給付の利用実績見込みによる必要額の増額となります。

7 目少子化対策費は 1 0 6 万 5, 0 0 0 円減額し、3, 6 6 9 万 3, 0 0 0 円といたします。子どもの広場整備事業の実績による減額となります。

2 0 ページお願いします。3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目児童手当でございます。1 3 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 億 6, 4 9 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。子育て世帯への臨時特別給付金の実績による減額となります。

2 2 ページをお願いします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費でございます。4 0 7 万 3, 0 0 0 円を減額し、5, 6 5 7 万 7, 0 0 0 円、3 目の健康増進費は 8 0 2 万円減額し、4, 1 0 0 万 1, 0 0 0 円とするものです。それぞれ実績の見込みによる減額となります。

3 項清掃費、1 目塵芥処理費は 1 8 6 万 3, 0 0 0 円減額し、1 億 2, 9 7 9 万 5, 0 0 0 円といたします。これもまた事業実績による減額となります。

続いて、2 3 ページお願いします。5 款農林水産業費、1 項農業費でございます。9 目農地費につきましては 6 0 0 万円を増額し、4, 2 6 2 万円とするものでございます。主なものとしまして、農地耕作条件改善事業については暗渠排水及び排水路の測量のみを計画しておりましたけれども、追加配分によりまして事業費を計上することとしたための増額になります。農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、電柱の支障移転が生ずるための増額となります。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費でございます。4 5 0 万円を増額し、1 億

3,003万5,000円とするものです。主なものといたしましては、町道江原八金馬佐良線ほか5路線改良事業においては計画変更による減額です。また、町道法勝寺鍋倉与一谷線改良事業におきましては、国の三次補正によりまして事業費の増額を行うものでございます。

3目道路維持費につきまして2,200万円増額し、8,821万5,000円といたします。これは除雪に要した経費となります。

24ページお願いします。8款消防費、1項消防費、2目消防施設費は872万4,000円減額し、284万8,000円。同じく3目災害対策費は2,035万円減額し、8,289万5,000円となります。施設費につきましては、防火水槽の設置について再度の検討を要するため、今年度については減額するものとします。災害対策費につきましては、法勝寺庁舎非常用発電施設の設置事業におきまして国の補助金が活用できたことと、それと併せまして入札による減によるものでございます。

9款教育費、1項教育総務費でございます。2目事務局費373万5,000円を減額し、2億1,615万8,000円とするものです。各事業の実績に伴う予算の減額となります。

25ページをお願いします。11款公債費、1項公債費、2目利子でございます。710万円を減額し、2,816万円とするものです。本年度支払いの起債利子額が確定いたしましたので、不用額になる額を減額するもの、併せて特別定額給付金事業において見込んでいました一時借入利子が不用になったため減額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。11ページを御覧ください。こちら主なものについて御説明をいたします。2款地方譲与税から12ページ、9款地方特例交付金までは本年度、いわゆる令和2年度の国からの交付額が確定したため、所要な額の補正を行うものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。1,098万5,000円を減額し、32億6,901万5,000円とするものでございます。本年度の交付決定額に合わせて普通交付税を減額するものでございます。

13ページを御覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金4,881万5,000円を増額し、20億1,242万9,000円とするものです。主に地方創生拠点整備交付金は、歳出側の南さいはくサテライト拠点施設整備への充当、特別定額給付金給付事務費補助金は、これも歳出側の実績による減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も歳出側の事業実績による減となります。

4目土木費国庫補助金です。224万円を増額し、7,209万円とするものです。防災・安全交付金の追加配分により増額をいたします。

14ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金です。126万1,000円を増額し、3,383万6,000円とするものです。これは主なものといたしまして、鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金として歳出側の温暖化防止実行計画の見直しを、当初はページ下段の18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目太陽光発電事業特別会計繰入金を予定しておりましたが、県の補助金が活用することができたため県補助金を増額し、繰入金を減額といたしました。

4目農林水産業費県補助金は596万3,000円増額し、5億586万円となります。これは主なものは追加配分となった農地耕作条件改善事業などに充当するものでございます。

15ページをお願いします。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金です。4,676万2,000円を皆減とし、2目減債基金繰入金は3,400万円減額し、2億7,700万円とします。これも決算見込みによる予算減のための繰入れが減額となるものでございます。

19款繰越金です。前年度繰越金として8,276万5,000円を増額いたします。

20款諸収入です。5目雑入につきましては1,271万1,000円を増額し、1億4,664万3,000円とするものです。詳細については説明欄で御確認をお願いしたいと思います。

21款町債につきましては総額で1億10万円を増額し、7億6,460万円とするものでございます。これにつきましては先ほどの第4表の地方債補正でお示したものでございます。

次に、26ページをお願いします。26ページには給与費明細書をつけております。1、特別職です。その他の特別職の報酬、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動実績によるもので、62万9,000円増額をいたします。

続いて、27ページです。2、一般職でございます。給与費と共済費合わせて3,653万3,000円減額といたします。28ページと27ページの表の内訳となります。

30ページをお願いします。最後に、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせて66億8,276万8,000円となる見込みでございます。

私から以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。

.....

議案第 6 号

令和 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4, 6 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 5 6, 0 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 3 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....
それでは、6 ページを御覧ください。主なものを歳出から説明させていただきます。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 1, 4 5 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、8 億 2, 5 8 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。これは実績見込みによる減額です。

同じく 3 目一般被保険者療養費 8 4 万円増額し、2 9 9 万 7, 0 0 0 円とするもので、こちらは、マッサージの増によるもので実績によるものでございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 5 8 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 0 1 4 万円とするものです。こちらは実績見込みによる減額です。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 1 6 8 万円を減額し、1 6 8 万円とするもので、こちらも実績の見込みによる減額です。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金 5, 0 0 0 万円を補正し、5, 0 0 0 万円とするものです。今後の会計運営の基盤安定のためのものでございます。

8 款諸支出金、2 項繰出金、1 目直営診療施設勘定繰出金 5 7 3 万 3, 0 0 0 円を増額し、5 7 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。西伯病院で行う保健事業や運営に要する額の確定によるものでございます。

次に、歳入のほうを御説明いたします。4 ページをお願いします。1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 1, 8 2 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、2 億 8 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。税収入の見込みによる減額でございます。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 1, 8 2 8 万 2, 0 0 0 円を減額し、9 億 8, 3 8 4 万 3, 0 0 0 円とするものです。医療費の減少の見込みによる普通交付金の減と、西伯病院分の特別交付金の増によるものでございます。

8 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 4, 5 9 5 万 1, 0 0 0 円を増額し、1 億 4, 4 9 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。実績見込みによる減と、その他繰入金として基金に積むために 5, 0 0 0 万円を増額するものでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1, 0 8 1 万 5, 0 0 0 円を増額し、1, 1 7 8 万 6, 0 0 0 円とするものです。前年度の繰越額の確定によるものです。

1 0 款諸収入、2 項雑入、1 目一般被保険者第三者行為納付金 3 4 8 万 3, 0 0 0 円を増額し、3 4 8 万 4, 0 0 0 円とするもので、交通事故による第三者行為の納付金です。

同じく 3 目一般被保険者返納金 9 9 万 3, 0 0 0 円を増額し、9 9 万 4, 0 0 0 円とするものです。資格喪失後の受診により、保険者間調整により返納をしてもらったものでございます。

同じく 6 目一般会計貸付金 1, 0 0 0 万円を増額し、1, 0 0 0 万円とするもので、今年度の不足金に対応するための、一般会計からの借りるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 7 号、令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

.....

議案第 7 号

令和 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 1, 5 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 3 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

それでは、5 ページから、歳出から説明をさせていただきます。2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合分賦金 7 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 億 4, 0 4 5 万 7, 0 0 0 円にするものです。実績見込みによる増額です。

歳出は以上でございまして、歳入のほうで説明します。4 ページです。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料 7 8 万 5, 0 0 0 円を増額し、9, 6 5 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。保険料の収納増の見込みによる増額です。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 7 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、4, 6 6 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。こちらは実績見込みによる減額でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2 5 4 万 3, 0 0 0 円を増額し、2 5 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。確定しました前年度繰越金でございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 8 号、令和 2 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）。

.....

議案第 8 号

令和 2 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 1 9 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 3 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

では、歳出から説明いたします。4 ページをお願いします。2 款諸支出金、1 項償還金、1 目償還金 1 1 8 万 2, 0 0 0 円を減額し、6 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。墓地返還の実績見込みによる減によるものです。

歳入のほうを説明いたします。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料 1 6 7 万 8, 0 0 0 円を減額し、5 2 万円とするものです。新規購入の見込みによる減によるものです。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 4 8 万 1, 0 0 0 円を増額し、4 8 万 1, 0 0 0 円とするもので、前年度の確定した繰越金でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第 9 号、令和 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

議案第 9 号

令和 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 2, 8 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 3 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

今回の補正は、職員手当の増額によるものでございます。

4 ページ目をお開きください。下の段の歳出から御説明いたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。6 万 6, 0 0 0 円を増額しまして、1, 3 4 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、上の段の歳入でございます。5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金です。6 万 6, 0 0 0 円を増額しまして、6 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

5 ページから 7 ページは給与費明細書となっておりますので、御覧をお願いしたいと思います。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。

議案第 10 号

令和 2 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,093 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76,753 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 4 日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和 3 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

では、4 ページを御覧ください。歳出のほうから説明をいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費 1,809 万 3,000 円を増額し、4,096 万 6,000 円とするものです。積立金の増額でございます。

歳入のほうです。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 116 万 2,000 円を増額し、116 万 3,000 円とするものです。確定した前年度繰越金です。

4 款諸収入、1 項収益事業収入、1 目売電収入 1,693 万 1,000 円を増額し、7,552 万円とするものです。売電収入の増額の見込みでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。議案第 11 号、令和 2 年度南部町病院事業会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

総則。第 1 条、令和 2 年度南部町病院事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入。予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。既決予定額に 2,573 万 4,000 円を増額し、25 億 5,098 万 1,000 円とするものでございます。これは第 2 項医業外収益を補正するものでございます。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,791万4,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款資本的収入、既決予定額から8,629万9,000円を減額し、1億3,735万5,000円とするものでございます。その内訳でございますが、第1項補助金510万1,000円を増額し、9,684万3,000円とし、第2項企業債につきまして9,140万円を減額し、4,051万2,000円とするものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。科目。支出。第1款資本的支出510万1,000円を増額し、3億5,526万9,000円とするものでございます。これは第1項建設改良費を増額するものでございます。

企業債。第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、特別減収対策事業。補正前、限度額9,140万円を補正後ゼロ円とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。補正予算見積書でございます。収益的収入。款1、病院事業収益2,573万4,000円を増額し、5億8,623万3,000円とするものでございます。これは他会計補助金でございます。説明のところに3項目記しております。1つ目は、国保調整交付金、保健事業でございます。これは病院内にあります保健、医療、福祉相談窓口の運営に対する補助金でございます。384万6,000円でございます。2つ目も国保調整交付金でございますが、これは救急患者を受け入れるための体制に対する補助金でございます、188万8,000円でございます。もう一件は、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関に対する体制確保をするための補助金2,000万円でございます。以上、合わせまして病院事業収益収入合計2,573万4,000円を増額し、25億5,098万1,000円とするものでございます。

9ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入。款1、資本的収入、項目1、補助金510万1,000円を増額し、9,684万3,000円とするものでございます。これはコロナ感染防止に必要な病棟の改修に対する補助金でございます。

2、企業債9,140万円を減額し、4,051万2,000円とするものでございます。これは説明のところに記しておりますが、当初、コロナによります特別減収の対策といたしまして9,140万円の起債を計画しておりましたが、改めて減収額を計算したところ、対象外となることが分かりましたので取り下げさせていただきます。

支出。款1、資本的支出、項目、建設改良費510万1,000円を増額し、9,669万3,000円とするものでございます。これは施設整備費でございます。先ほど申し上げましたコロナ感染防止に必要な病棟の改修工事に対する補助金でございます。

5ページにお戻りいただくようお願いいたします。以上、補正によります予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下、資金期末残高、これは令和3年3月31日現在でございます。2,251万6,000円を予定してございます。

6ページを御覧ください。予定貸借対照表でございます。6ページ、資産の部、一番下、令和3年3月31日の資産合計は、34億4,472万2,000円でございます。

7ページを御覧ください。上半分、負債の部でございます。右の列中ほど、負債合計33億3,929万2,000円でございます。

下半分、資本の部でございます。右の列、下から2行目、資本合計1億543万円でございます。

一番下、負債資本合計34億4,472万2,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の2ページでございます。議案第12号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてです。

次のとおり南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは公職選挙法が一部改正され、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、公営拡大に伴う措置として供託金制度が導入されたことに伴って条例を制定するものです。選挙公営の拡大は、これまで対象となっていなかった選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が対象となりました。

条例の概要ですが、12条で構成しております。候補者はハイヤー契約を含む自動車使用、ビラ作成及びポスター作成を営む各事業者と有償契約を締結し、これを選挙管理委員会に届け出ることによって選挙公営の対象となります。ただし、選挙公営を受けることができるのは、供託物が没収とならない候補に限られます。供託没収点は、町議会議員選挙については有効投票総数を議員定

数で除し、さらに１０で除して得た得票、町長選挙につきましては有効投票数を１０で除して得た得票となります。選挙公営を受けるためにはそれ以上の得票が必要となります。また、この条例で定める単価等の金額算定については、公職選挙法施行令の規定に準じて定めております。

この条例の施行日は、公布の日からとし、公布の日以降にその期日を告示される選挙において適用することとしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いします。

続きまして、８ページでございます。議案第１３号、南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の制定についてです。

次のとおり南部町一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例を制定することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、鳥取県西部広域行政管理組合が実施する可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場の整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

基金は財政負担の平準化を図るため、令和３年度から令和９年度まで積み立てることを予定しております。

この条例の施行日は、令和３年４月１日としております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、１１ページでございます。議案第１４号、南部町複合施設条例の制定についてです。

次のとおり南部町複合施設条例を制定することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは南部町複合施設の管理運営に必要な事項を定める条例を制定するものです。

条例の主な内容ですが、施設の名称は、キナルなんぶ。位置は、南部町法勝寺３４１番地です。施設の構成としましては、１、生涯学習エリア、２、図書館エリア、３、なんぶふれあい館、４、コワーキングスペース、５、バス待合ラウンジ、６、カフェエリア、７、共用エリア、８、事務室その他附帯施設となっております。

複合施設全体の管理は町長が行うものとしませんが、先ほどに掲げました施設のうち、１、生涯学習エリア、２、図書館エリア、３、なんぶふれあい館については、南部町教育委員会が管理を行うものとしております。

使用料につきましては、１５ページの表に定めております。ただし、カフェエリアを占有して使用する場合には一月当たり１平米１，１２０円の使用料を頂くこととしております。

また、本条例の制定に伴って影響する条例について附則で一部改正を行っております。附則第 2 項において南部町立図書館条例の一部を改正しております。これは図書館の地番が変更になることによるものです。附則第 3 項において南部町公民館条例の一部を改正しております。これは南部町公民館さいはく分館の使用料を改正、先ほどの 15 ページの表による改正でございますが、これに伴うものでございます。

この条例の施行は、令和 3 年 4 月 1 日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、17 ページでございます。議案第 15 号、公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

次のとおり公の施設の指定管理に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは公の施設の指定管理に関する規定について統一を図るため、関係条例を一括して改正するための整備条例を制定するものです。

公の施設の管理方法については各施設条例に規定をしているところですが、指定管理についてはこれを「行わせる」と規定しているものと、「行わせることができる」と規定しているものが存在しています。前者の規定では町長が施設を管理する場合の規定がなく、直営とする場合にその都度条例改正が必要となります。このため、「行わせることができる」という規定に統一し、柔軟な対応が行えるようにしようというものでございます。

条例の内容は、16 の施設条例が該当しますので、16 条立てで一括改正を行うものです。また、できる規定にすることによって必要となる各施設条例中の指定管理者とあるのを町長と読み替える読替規定の整理を併せて行います。

この条例の施行は、公布の日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、26 ページでございます。議案第 16 号、南部町課設置条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは機構改革に伴って条例の一部改正を行うものでございます。デジタル社会の形成に関する施策を推進するとともに、行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、デジタル推進課を新たに設置します。

従来の第 4 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、新第 4 条としてデジタル推進課を規定します。

この条例の施行は、令和3年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、28ページでございます。議案第17号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは会計年度任用職員の分限休職者の給与に関して明示されていませんでしたので、新たに規定を設けるため、条例の一部改正を行うものでございます。

地方公務員法第28条第2項の規定、これは心身の故障のため長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合に、その意に反してこれを休職することができるという分限処分に関する規定ですが、これにより休職された会計年度任用職員には給与を支給しない旨を明記するものです。

この条例の施行は、公布の日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、30ページでございます。議案第18号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは被災者生活再建支援法の一部が改正され、国の被災者生活再建支援金の対象となる被災世帯が拡大したことを受け、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が改正されました。これにより、同条例による補助金の交付対象とする被災者住宅再建等支援金について見直しが行われたため、本町においても同様の見直しを行おうとするものでございます。

制度改正の内容についてですが、国の支援金制度はこれまで半壊には支援金がありませんでしたが、中規模半壊、これは30%以上40%未満の半壊ですが、これが新たに支援の対象となりました。これを受けて県は、半壊のうち国支援の対象となる部分を県の支援から除くとともに、国の支援の対象とならない一部損壊、10%以上の損壊の支援を追加することとしました。

なお、20%以上30%未満の損壊については、これまで同様の県の支援がございました。

条例の内容です。1点目は、被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設または購入の対象者を、半壊世帯のうち国支援金の対象とならない者の世帯主または当該居宅の所有者とすること。

2点目は、被災者住宅再建等支援金の額を国支援金の対象となる場合にあっては、当該額から

国庫支援金の額を差し引いた額とすること。

３点目は、一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設または購入を被災者住宅再建等支援金の交付対象とし、当該支援金の額を３０万円とすること。

その他、用語の定義について所要の整備、引用条例の整備を行うものでございます。

この条例の施行は、公布の日から施行し、県条例一部改正の施行日である令和２年１２月２２日から適用することとしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、３６ページでございます。議案第１９号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは令和３年４月１日から新たな公共交通体系により町営バスを運行するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、これまでは、南さいはく線においては予約型、その他の路線においては定時定路線型として運行しておりました。令和３年度からは定時定路線運行、予約型路線運行、予約型区域運行により運行することとなります。全線において朝一便については定時定路線運行を行います。南さいはく線については、朝一便以外は予約型路線運行とします。南さいはく線以外の路線においては、朝一便以外は予約型区域運行とします。

なお、区域運行制度とは、出発地から目的地まで最短のルートで運行できる制度であり、本町として初めて導入をするものです。

この条例の施行は、令和３年４月１日からとしております。よろしく御審議お願いいたします。

続きまして、３９ページでございます。議案第２０号、南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止についてです。

次のとおり南部町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び南部町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは１２月議会で御承認いただいたところですが、各町村で行っていた消防団員退職報償金支給事業及び消防賞じゅつ金授与事業について共同処理の効果が期待できるとして、令和３年度から鳥取県町村総合事務組合で事務を行うこととなったため、これに伴い条例を廃止するものでございます。

この条例の施行は、令和３年４月１日としております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 議案第２０号までの提案説明が終わりました。

○議長（景山 浩君） お諮りします。本日の会議は、会議規則第２５条第２項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日５日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後３時４２分延会
